

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和47年9月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月1日から同年11月1日まで
② 昭和48年10月23日から49年5月2日まで

申立期間①について、B社を退職して数か月後にA社に勤務した。当時の同社は法人化前で厚生年金保険の適用事業所ではなかったが、昭和47年に法人化し、同年11月に厚生年金保険の適用事業所となった。私が保管している給与支払明細書では厚生年金保険の適用事業所となる前の同年9月から厚生年金保険料が控除されている。

申立期間②について、厚生年金保険の記録が無いが、当該期間中も継続して勤務しており、退職した覚えは無い。

給与の支払明細書を提出するので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、申立人が所持している給与支払明細書及び同僚の供述から、申立人が、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書の保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和47年11月1日であり、申立期間①は適用事業所ではなかったこ

とが確認できる。しかし、同社に係る商業登記簿謄本により、同社は同年8月31日に法人事業所として登記が行われていることが確認できる上、複数の同僚が、申立期間①において常時5人以上の従業員が勤務していたと供述していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間①において、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が所持する給与支払明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主から供述を得ることはできず、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和20年10月1日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年10月1日まで

昭和20年1月27日から同年9月末頃までA社に勤務していた。乗船していたB船は終戦前に沈没したため、他の乗員と共に待機所及び自宅で待機した後、別の会社に勤務した。船員保険の被保険者記録によると、同年4月1日に同社における被保険者資格を喪失したとされているが、同年9月末までは待機期間中であり雇用関係が継続していたので、調査の上、船員保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「乗船していたB船が終戦前にC沖で触雷のため沈没した後、ほかの乗員と共に待機所で待機した。待機所で玉音放送を聞いた。その後自宅待機となり昭和20年9月末頃にA社から入社通知が届いたが、A社には勤務せず別の会社に勤務した。」と申し立てしているところ、戦時船舶史において、B船が20年*月*日に触雷沈没したことが記載されているとともに、同船に係る船員保険被保険者名簿において氏名の確認できる同僚から、同様の供述が得られ、また当該同僚は、「B船沈没時、申立人と一緒に積荷をボートで港に運び、同年7月8日に待機所に到着し、同年8月18日に自宅待機となり、その際、一時金が支給された。」と供述している。また、前述の同僚は自宅待機期間中、昭和20年11月15日にA社から郵送された入社通知のはがきを保管しており、別の同僚も同年10月頃に同社から入社通知が届いたと供述している。

これらのことから、申立人についても自宅待機期間であった昭和20年9月

末までA社と雇用関係が継続していたものと認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は昭和20年4月1日に被保険者資格を喪失しているところ、B船に係る船員保険被保険者名簿において、申立人及び前出の同僚二人の資格喪失日の記録は確認できない。

さらに、申立人の船員保険被保険者台帳の資格喪失の欄に資格喪失日の記載はなく、変更の欄に昭和20年4月1日の記載が確認できるものの、同日を申立人の船員保険の資格喪失日とする合理的な理由は見当たらない。

加えて、B船に係る船員保険被保険者名簿において、複数の被保険者が確認できるものの、これらの被保険者の同船に係るオンライン記録は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における船員保険被保険者資格喪失日は、昭和20年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳のA社における昭和20年4月の変更記録から、60円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和27年7月19日、資格喪失日に係る記録を28年7月14日とし、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月19日から28年7月14日まで
A社に昭和24年9月29日から46年5月31日まで継続して勤務した。
しかし、同社本店本部に転勤した際の厚生年金保険の記録が無い。調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（同社本店営業部から同社本店本部へ異動、その後、同社本店本部から同社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日について確認できる人事記録は無いが、昭和27年当時、申立人が使用していた手帳に「7月19日付け本社業務部係長を命ぜられる」と記載があり、A社本店営業部の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格喪失日と一致することから、同日に同社本店営業部から同社本店本部に異動したものと認められる。また、申立期間中の28年3月5日に同社本店本部に入社した同僚は、自身の入社時に申立人は既に同社本店本部に勤務しており、数か月申立人と一緒に勤務したと証言していることから、申立人の同社本店本部における資格喪失日は同社B支店における厚生年金保険の資格取

得日と同日の同年7月14日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本店営業部における昭和27年6月の社会保険事務所（当時）の記録及び同社B支店における28年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和27年7月から28年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 1 月 27 日まで
② 昭和 39 年 4 月 19 日から 40 年 1 月 8 日まで

私の年金記録を確認すると、申立期間について昭和 40 年 8 月に脱退手当金が支給されている旨の回答を受けた。しかし、その頃は第一子の出産で体調に気遣い長期入院をしていたので、脱退手当金を受け取ることや銀行へ行くこともできなかったと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時点では受給要件を満たしておらず、法改正により当該資格喪失日から約 5 か月後の昭和 40 年 6 月 1 日以降に受給要件を満たすこととなるが、資格喪失から約 5 か月経過した後に、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の氏名はいずれも旧姓で管理されていることから、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 40 年 3 月 * 日に婚姻し、改姓しており、前述のとおり当該脱退手当金は同年 6 月 1 日以降に受給要件を満たすことを踏まえると、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

奈良国民年金 事案 1171

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年10月まで

私が大学院生であった当時、婚約者だった主人が新聞の記事を見付け、国民年金の特例納付を勧めてくれた。自分でA市役所に問い合わせをして、特例納付した。申立期間当時は学生だったので実家の両親が全額援助してくれた。銀行窓口で納付し、小さな領収書を受け取ったのを覚えている。未納とされているのは納付できないので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「大学院生の時、新聞で特例納付の記事を見て、国民年金の加入手続きを行い保険料を納付した。」と述べているところ、申立人の主張どおり申立期間のうち昭和49年4月から50年12月までの期間は第2回特例納付が実施されていた期間ではあるが、特例納付が可能な納付対象期間は36年4月から48年3月までの期間となっており、申立期間は納付対象期間ではないことから国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は第3回特例納付実施期間である昭和54年2月15日にB市で払い出されていたことが、国民年金手帳記号番号払出簿で確認できるところ、申立期間のうち51年10月を除き、申立人は任意加入対象者である学生であり、特例納付の要件が「国民年金の被保険者期間のうち任意加入期間を除く強制被保険者期間であり、保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間に限られる。」とされていたことを踏まえると、制度上、申立期間の国民年金保険料を第3回特例納付で納付することはできない。

さらに、申立人は、「銀行の窓口で納付し、小さな領収書を受け取った。」と主張しているが、A年金事務所は「特例納付の納付書は横長で3枚

複写式であった。」と回答しており、当時の状況と合致しない上、オンラインシステムによる氏名検索、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査及び国民年金手帳記号番号払出簿の実地調査を行ったが申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を特例納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 15 年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 4 月から同年 9 月まで
② 平成 15 年 4 月から同年 8 月まで

会社を退職した後、社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行った。その後、同事務所から納付書が送付されてきたので、失業中で経済的に苦しかったが国民年金保険料を納付した。未納とされているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「退職後、社会保険事務所において国民年金への加入手続を行った。」と述べているところ、i) 申立期間①及び②についてそれぞれ平成 14 年 6 月 24 日及び 15 年 6 月 26 日に第 1 号・第 3 号被保険者資格取得勧奨が行われ、16 年 2 月 24 日及び 17 年 2 月 22 日に未加入期間の国民年金について適用勧奨が行われたことがオンライン記録から確認できること、ii) 21 年 5 月 13 日に申立人の第 1 号被保険者資格追加整理が行われていることがオンライン記録で確認できるが、この時点においても申立期間は未加入とされていること、iii) 申立人に係る A 市の国民年金収滞納記録にも「喪失」と記録されており、申立人が申立期間①及び②において加入手続を行った形跡がうかがえないことを踏まえると、申立期間①及び②は未加入期間であり、申立人は国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人は「納付書が送付されてきた。」と述べているところ、オンライン記録における納付書の最終作成日は平成 12 年 11 月 8 日とされている上、B 年金事務所は「加入勧奨があっても加入手続を行わなければ、納付書が発行されることはない。」としており、未加入である申立期間①及び②に

ついて、納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、さらに14年以降については、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、年金記録に収録される納付データは収納した金融機関等からの電磁的データにより収録されているという状況下において、申立期間の記録管理が適正に行われていなかったとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から17年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から17年3月まで
夫が夫婦二人分の法定免除の手続をしてくれた。夫と生計を同一にしていた期間については、私も夫と同様に生活保護を受給し国民年金保険料は法定免除の記録となるはずであるが、申立期間については未納の記録となっている。
夫と生計を同一にしていた期間について、法定免除の記録となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の法定免除の手続を行い、夫と生計を同一にしていた期間については、私も夫と同様に生活保護を受給し国民年金保険料は法定免除の記録となるはずであると主張している。

しかしながら、A市福祉事務所の回答書及び同市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の生活保護受給期間は、昭和51年2月20日から平成3年11月1日までであり、申立期間は生活保護の適用を受けていないことが確認できることから、法定免除の要件を満たしていなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1174 (事案 1004 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 10 月から 53 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月から 53 年 10 月まで

前回の申立ては認められなかったが、納得がいかないので再申立てをした。書類には、申立期間の納付方法が銀行での納付ではなかったので、私が銀行で納付したという発言が決め手となり認められなかったと記載されている。近所の方々やインターネットでも調べてみたが、当時銀行での納付が行われていることが分かった。申立期間の国民年金保険料は納付書を利用して銀行で納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和 53 年 12 月 19 日にA市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿より確認でき、当該手帳記号番号に係る被保険者資格は同年 11 月 6 日付けで任意加入により取得しており、制度上、任意加入者は遡って保険料を納付することができないため、この手帳記号番号は申立期間の国民年金保険料を納付することができないこと、ii) 申立期間を含む 48 年 4 月 3 日から 53 年 12 月 18 日までのA市に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査するも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがえないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 1 月 13 日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、「近所の方々やインターネットでも調べたところ、当時銀行で納付が行われていることが分かった。」と述べているが、申立人の知人は申立期間当時B市に居住しており、申立人が申立期間当時居住していたA市の申立期間に係る保険料納付方法についての証言は

得られなかった。

また、インターネットによる保険料納付方法の情報については、申立人は、「履歴は消えてしまっている。」としており、申立人が申立期間について保険料を納付したことを裏付ける事情を確認することはできない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1175 (事案 743 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 12 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月から 50 年 3 月まで

亡くなった私の父は、非常に几帳面であり 28 か月もの長期間、国民年金保険料を未納にすることは考えられない上、「ちゃんと払ってあるから心配しなくていい。」と言ってくれたのを覚えている。

また、申立期間当時、同居していた姉や叔母の国民年金保険料も、私の父と一緒に納付していたと思うので、姉や叔母の納付状況も参考にして、私の国民年金に係る申立てについて再審議を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 5 月に払い出されていることが同記号番号払出簿において確認できる上、これより前に申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 「当時、大学生だった私の保険料を、姉の保険料と一緒に父が納付してくれていたはずである。」と述べているが、申立人の姉についても、申立期間を含む 43 年 5 月から 51 年 3 月までの保険料が未納となっていること、iii) 国民年金の加入手続や保険料納付について、申立人自身は関与しておらず、具体的な状況が不明であること等から、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 2 月 10 日付けで、今回の再申立てに係る申立期間を除いた期間についてのみ記録を訂正することが必要である旨の通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間当時、同居していた姉や叔母の国民年金保険料も、私の父と一緒に納付していたと思うので、姉や叔母の納付状況も参考にして再審議してほしい。」と述べているところ、申立人の叔母については、申立期間に係る保険料は納付済みと記録されているものの、納付状況の詳細

は不明である上、叔母の納付済み記録が、直ちに申立人に係る国民年金保険料が納付されたことを示すものであるとは言い難い。

また、申立期間中、申立人は大学に在学しており、国民年金の任意加入対象者となることから、同制度への加入及び納付の義務はない上、当該期間は未加入期間となっており、制度上、保険料を納付することはできない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年3月まで

私が20歳に到達したのを契機に、場所や時期ははっきりしないが、母が国民年金の加入手続を行い、平成4年4月から就職先が決まっていたため、母が就職するまでの期間の国民年金保険料を一括納付してくれたと思う。

その後、平成21年に、日本年金機構から「あなた様の年金加入記録に結び付く可能性のある記録のお知らせ」が届き、当該通知に記載された記録が自分のものであるので、年金加入記録回答票を返送した。

しかしながら、その後、年金記録に反映されず、申立期間について未加入とされたままとなっており、納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達したのを契機に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括納付してくれたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿において、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間については、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を一括納付してくれたとする申立人の母親は加入手続等に関する記憶が曖昧であることから、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である。

さらに、日本年金機構から申立人に対して通知された、申立人のものである可能性の高い年金記録について、申立人は、自身の記録であると主張しているが、オンライン記録によると、当該年金記録は、既に別人の記録として

統合されていることが確認できる。

加えて、上述の年金記録については、A県B市における国民年金被保険者名簿、国民年金検認表及び国民年金納付記録台帳においてその記録が確認できる上、当該名簿等において記載されている被保険者氏名は「C」であることから、申立期間当時は婚姻前の旧姓でありD市に居住していた申立人の記録とは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1301 (事案 665 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで
② 昭和 47 年 9 月頃から 50 年 6 月頃まで
③ 昭和 50 年 8 月頃から平成 2 年 10 月頃まで

前回の申立ては認められなかったが、申立期間①及び②についてはA社に、申立期間③についてはB社に勤務していたことは間違いない。昔のことで、今回再度申し立てるに当たって、新しい資料は何もなく、失礼とは思いますがよろしく検討願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 元事業主や同僚から申立人の勤務状況についての証言が得られず、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii) A社が加入していたC厚生年金基金においても申立人の申立期間に係る加入記録が確認できないこと、iii) 申立期間の一部期間において、国民年金保険料の納付が確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 5 月 26 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たに申し立てる事情は無いが、A社に勤務していたことは間違いないと主張するのみであり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、前回、申立人はB社に勤務していた旨申し立てていたが、その後、申立てを取り下げており、今回、新たにA社に勤務していた

と申し立てている。

しかしながら、A社の元事業主及び同僚から申立人が同社に勤務していたという証言が得られず、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社が加入していた厚生年金基金にも申立人の加入記録は見当たらない。

さらに、申立期間②に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間③について、今回新たにB社に勤務していた旨申し立てているが、事業所記号払出簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和53年6月1日であり、当該期間のうち50年8月から53年5月までの期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社の現在の事業主は、「先代から、申立期間の頃はすぐに辞める従業員が多かったため、採用時に雇用保険には加入させたが、厚生年金保険については数か月間様子を見た上で加入させていたと聞いている。申立人には平成3年5月1日から同年7月31日までの雇用保険の被保険者記録が残っていることから、この期間は勤務していたと考えられるが、3か月の見習期間であったため厚生年金保険には加入させていなかったと考えられる。それ以外の期間については勤務していないはずである。」と証言している。

さらに、申立期間においてB社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の勤務状況を確認できる証言は得られなかった。

加えて、申立期間③のうち、昭和50年8月から53年7月までの期間について、申立人は、国民年金保険料を納付しており、申立人も厚生年金保険の被保険者であった期間に国民年金保険料を納付したことはなかった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月1日から24年1月1日まで

A社に勤務していた人の紹介で昭和19年1月にA社に入社し、5年間ほど勤務していたが、A社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

当時の同僚でその後婚姻した現在の夫も、当初、A社における厚生年金保険の被保険者記録が無かったが、その後見付かった。夫も私の在籍を証言してくれているので、A社における厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた申立人の夫は、自身が就職した際（昭和19年2月頃）に既に申立人は勤務しており、退職時（同年9月頃）にも申立人は勤務していたと証言していることから、期間を特定することはできないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、女子労働者が厚生年金保険の加入対象となったのは昭和19年10月1日からであることから、申立期間のうち、同年1月1日から同年9月30日までの期間について、申立人は厚生年金保険の加入対象者とならない。

また、昭和19年10月1日以降の期間について、A社は、日付は確認できないものの既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から厚生年金保険の加入記録が確認できる者は、死亡又は連絡先が不明なことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人から名前の挙がった、申立人と同職種であったと申立人が主張している同僚について、A社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は、「A社が廃業となったので退職した。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時期は不明であるものの、同被保険者名簿の備考欄には軍需工場であったA社が縮小したことを意味する記載があり、昭和20年8月31日付けで多数の被保険者が資格を喪失していることが確認できる。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社の事業主が設立したB社は昭和23年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、当該名簿にも申立人の氏名は確認できない上、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の同僚は死亡又は連絡先が不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1303 (事案 832 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月頃から同年 12 月頃まで
前回の申立ては認められなかったが、A社B支店に勤務していたのは間違いなく、厚生年金保険に加入していたはずである。同時期に同社に勤務していた同僚に事情を聞いて調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i) A社B支店が保管する入社(退社)記録簿により、申立人が昭和 44 年 6 月 30 日から同年 11 月 23 日まで同社に勤務していたことは確認できるものの、同社は、申立期間当時、臨時社員の社員登用までに一定の期間を要し、申立人は在籍期間において厚生年金保険には未加入であったと考えられる旨回答していること、ii) 申立人と同日に入社した同僚二人の厚生年金保険の資格取得日はいずれも昭和 44 年 12 月 1 日であることが確認できること等から、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 9 月 15 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、同時期に勤務していたとする同僚の氏名を挙げているものの、当該同僚はA社B支店において厚生年金保険に加入していなかったと述べている上、申立期間中の昭和 44 年 10 月 28 日から同年 11 月 6 日までの期間は別の事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料の控除についての証言は得られず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1304 (事案 208、849、1045 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 3 日から 35 年 12 月 21 日まで

私は昭和 29 年 4 月 3 日から 35 年 12 月 21 日まで A 社 B 工場に勤務したが、同工場における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受け取っていないにもかかわらず、支給されたことになっている。

前回までの申立てにおいて、脱退手当金支給記録の取消しを求めたが認められず、納得できない。

今回は、A 社 C 本社の人事部から私の年金記録に関する書類を 2 枚入手したが、そこには私が脱退手当金を受給したとはどこにも記載されていない。これは、私が脱退手当金を受給していないという証拠書類である。

また、私の同僚たちは、A 社 B 工場における被保険者期間の厚生年金保険を現在受給している。私だけが脱退手当金の支給記録が有ることに納得できないので、再調査してほしい。私は、絶対に脱退手当金を受給していない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社 B 工場において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者のうち、脱退手当金の受給資格の無い者を除いた全員に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主により代理請求がなされたものと考えられること、ii) 脱退手当金は資格喪失日から約 4 か月後に支給されており、支給額についても計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 11 日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、申立人は、労働組合が雇用関

係の書類を保管し、脱退手当金の手続についても労働組合が行っていたと思うと述べており、また、年金を管理している会社が有るとの証言が得られたとして再調査を求めたが、労働組合及び申立人が述べている年金を管理している会社と考えられる健康保険組合には、当時の資料は残っておらず、脱退手当金に関与していたかどうかは不明であることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 9 月 29 日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る再々申立てについては、申立人は、当時の A 社 B 工場における脱退手当金に関する資料が、D 県に現存する同社 E 工場にあるかもしれないと再調査を求めたが、同工場には申立期間当時の資料は保管されていない上、当時の同社における脱退手当金に関する一般的な状況について、「申立期間当時の担当者が不明であり、正確な状況を報告することが困難であるが、申立期間当時は、各工場の勤労課担当者が、脱退手当金の代理請求をしていたと思われる。」と述べていることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 2 月 23 日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、これまでの第三者委員会の判断理由に納得がいかず、「脱退手当金は絶対に受け取っていない。」と強く主張するとともに、A 社 C 本社の人事部から新たに年金記録に関する書類を 2 枚入手し、これが脱退手当金を受給していないという証拠書類であると主張しているが、これらの資料において、申立人が昭和 29 年 4 月 3 日から 35 年 12 月 21 日までの期間において厚生年金保険被保険者であったことが確認できるものの、脱退手当金に関する記載は無い上、同本社の人事部担当者は「この資料から脱退手当金を受給状況を確認することはできない。」と述べている。

また、同書類の備考欄に表示された「○給」の印影について、申立人の欄にはその記載が無いところ、同書類に記録された申立人の前後の厚生年金保険被保険者について脱退手当金の支給記録と照合したが、脱退手当金の支給記録が有る者、支給記録が無い者にもそれぞれ「○給」の印影が付されており、それが脱退手当金に関する表示である様子はいかたがえなことから、同書類をもって申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないとは認められない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のうち、オンライン記録において A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できた一人については、申立人と同様に同工場における厚生年金保険資格喪失後に脱退手当金の支給記録が確認できる。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対す

るあつせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 12 月 21 日に前後する 34 年 6 月から 36 年 6 月までに資格喪失した 14 人のうち、脱退手当金の受給資格の無い 1 人を除き、13 人全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 12 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていること、申立人についても資格喪失日から約 4 か月後に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。